

I. パラナ州及びサンタ・カタリーナ州のジカ熱の感染状況について以下の通りお知らせいたします。

1. パラナ州

パラナ州保健局の2日付発表によると、同州内の感染者はクリチバ市：1名、アルト・ピキリ市（同州北部）：1名の計2名。

同保健局が小頭症とジカ熱との関連を分析する目的で昨年12月に設置した小頭症技術委員会（GRUPO TECNICO DE MICROCEFALIA）によると、2月2日現在、小頭症とジカ熱との関連は未だに確認されていない。

同州政府は、6日、同州各都市の自治体及び市民団体と共同で、デング、チクグニア及びジカ熱を媒介する蚊を除去するキャンペーンを実施する予定。同州全般各地で市民が10時に住居や店舗等を点検し危機意識の高揚を図る。

2. サンタ・カタリーナ州保健局の2日付発表によると、同州内の感染状況は以下の通り。なお、いずれも他州での感染で、（ ）は感染源の州。

ブラッソ・フォルテ：1名（セルジッペ州）

ブルスケ：1名（マツ・グロソ州）

フロリアノポリス：1名（リオ・デ・ジャネイロ州）

イプアス：2名（マツ・グロソ州）

同州においては、媒介する蚊がもっとも多いとされる28都市においては感染状況把握室を設置し、毎日各自治体が行う住居点検の結果をまとめている。バルネアリオ・カンボリウ、フロリアノポリス、イタジャイの3都市は、蚊の除去等を目的に軍隊の出動を要請した。

II. 4日、外務省海外安全ホームページに掲載中の感染症危険情報について、米CDC（疾病管理予防センター）発表による、活発な現地感染が報告されている国にジャマイカ及びトンガが追加されたため、同感染症危険情報が以下の通り改訂されましたので併せてお知らせいたします。件名：感染症危険情報（中南米等におけるジカウイルス感染症の流行：妊婦及び妊娠予定の方は特にご注意ください。）

[2月4日更新内容]

- ・対象国にジャマイカ及びトンガを追加。
- ・「4. ジカウイルス感染症について（1）～（3）」を追記。

「レベル1：十分注意してください。」

「特に妊娠中の方又は妊娠を予定している方は、流行国・地域への渡航・滞在を可能な限りお控え下さい。」

※厚生労働省のホームページにおいても関連情報が提供されていますので、こちらも併せてご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

1. 世界保健機関（WHO）による緊急事態宣言

WHOは、2016年2月1日に開催された、ジカウイルス感染症に関する国際保健規則（IHR）緊急委員会（第1回）会合の勧告を踏まえ、最近のブラジルにおける小頭症やその他神経障害の急増について、「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC、Public Health Emergency of International Concern）」を宣言するとともに、妊娠中及び妊娠適齢期の女性のジカウイルス感染症への感染を減少させるための各種対策を含む勧告を発表しました。

ジカウイルス感染症と小頭症等の関係については引き続き研究が行われていますが、詳細な調査結果が得られるまでの間、特に妊娠中の方又は妊娠を予定している方は、流行国・地域への渡航・滞在を可能な限りお控え下さい。やむを得ず渡航・滞在する場合には、在ブラジル日本国大使館等からの最新の関連情報を入手するとともに、蚊に刺されないようにするなど以下4. を参考に十分な感染予防に努めてください。

2. ジカウイルス感染症の発生状況

2015年5月以降、ブラジルをはじめとする中南米地域を中心に、ジカウイルス感染症の発生が報告されています。現在、ブラジルの22州で感染が確認されているほか、WHO等によれば、バルバドス、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、カーボヴェルデ、オランダ領キュラソー島、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、プエルトリコ、サモア、スリナム、トンガ、ベネズエラ、米領（バージン諸島及びサモア）、フランス領（グアドループ、サン・マルタン、ギアナ、マルティニーク）において、ジカウイルス感染症の感染例が報告されています。

3. ジカウイルス感染症と小頭症等との関連

2015年11月28日、ブラジル保健省は、妊娠中のジカウイルス感染症と胎児の小頭症等に関連が見られることを発表しました。同省によれば、2015年10月から2016年1月第3週までに、同国内で4,180例の小頭症の疑い例が報告されています。現時点においてジカウイルス感染症と小頭症との因果関係は明らかではありませんが、WHOが緊急事態を宣言したことを踏まえ、詳細な調査結果が得られるまでの間、特に妊婦及び妊娠予定の方の流行国・地域への渡航及び滞在は可能な限りお控えください。

4. ジカウイルス感染症について

(1) 感染経路

ジカウイルスによる感染症で、ウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに刺されることで感染します。感染した人を蚊が刺すと、蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊に他の人が刺されると感染する可能性があります。極めて稀なケースとして、献血や性交渉による感染の可能性も指摘されています。

(2) 症状

ジカウイルスを保有した蚊に刺されて感染してから発症するまでの期間（潜伏期間）は2～12日で、主に2～7日で、およそ2割の人に発症すると言われています。発症すると軽度の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、斑丘疹、疲労感、倦怠感などを呈しますが、一般的にデング熱やチクングニア熱より軽症と言われています。

(3) 治療方法

現在、ジカウイルス感染症には有効なワクチンや特異的な治療法はなく、対症療法が行われます。ジカウイルス感染症が流行している地域で蚊に刺された後に発熱が続く、または発疹が出るなど、ジカウイルス感染症を疑う症状が現れた場合には、医療機関への受診をお勧めします。

(4) 予防

ジカウイルス感染症には有効なワクチンもなく、蚊に刺されないようにすることが唯一の予防方法です。これらの感染症の発生地域に旅行を予定されている方、1月～5月にかけて蚊の繁殖が最盛期を迎えますので、次の点に十分注意の上、感染の予防に努めてください。

●外出する際には長袖シャツ・長ズボンなどの着用により肌の露出を少なくし、肌の露出した部分や衣服に昆虫忌避剤（虫除けスプレー等）を2～3時間おきに塗布する。昆虫忌避剤は、ディート（DEET）やピカリジン（Picardin）等の有効成分のうちの1つを含むものを、商品毎の用法・用量で適切に使用する。一般的に、有効成分の濃度が高いほど、蚊の吸血に対する効果が長く持続すると言われています。

●室内においても、電気蚊取り器、蚊取り線香や殺虫剤、蚊帳（かや）等を効果的に使用する。

●規則正しい生活と十分な睡眠、栄養をとることで抵抗力をつける。

●軽度の発熱や頭痛、関節痛や結膜炎、発疹等が現れた場合には、ジカウイルス感染症を疑って、直ちに専門医師の診断を受ける。

●蚊の繁殖を防ぐために、タイヤ、バケツ、おもちゃ、ペットの餌皿等を屋外放置しない、植木の水受け等には砂を入れるなどの対策をとる。

(参考情報)

○厚生労働省HP（ジカウイルス感染症について）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

○世界保健機関（WHO）：Microcephaly/Zika virus（英文）
<http://www.who.int/emergencies/zika-virus/en/>

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター
住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1
電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）
電話：（代表）03-3580-3311（内線）5367
○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
（携帯版）<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

（現地大使館連絡先）

- 在ブラジル日本国大使館
電話：（市外局番 61）3442-4200
国外からは（国番号 55）-61-3442-4200
ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>
- 在ベレン領事事務所
電話：（市外局番 91）3249-3344
国外からは（国番号 55）-91-3249-3344
ホームページ：<http://www.belem.br.emb-japan.go.jp/pt/jp/index.html>
- 在レシフェ領事事務所
電話：（市外局番 81）3207-0190
国外からは（国番号 55）-81-3207-0190
ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/recife.html>
- 在サンパウロ日本国総領事館
電話：（市外局番 11）3254-0100
国外からは（国番号 55）-11-3254-0100
ホームページ：<http://www.sp.br.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>
- 在リオデジャネイロ日本国総領事館
電話：（市外局番 21）3461-9595
国外からは（国番号 55）-21-3461-9595
ホームページ：<http://www.rio.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>
- 在クリチバ日本国総領事館
電話：（市外局番 41）3322-4919
国外からは（国番号 55）-41-3322-4919
ホームページ：http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/index_j.html
- 在ポルトアレグレ領事事務所
電話：（市外局番 51）3334-1299
国外からは（国番号 55）-51-3334-1299
ホームページ：http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/poa_j.html
- 在マナウス日本国総領事館
電話：（市外局番 92）3232-2000
国外からは（国番号 55）-92-3232-2000
ホームページ：<http://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/>
- 在バルバトス日本国大使館
電話番号：246-287-5296
国外からは（国番号 1）-246-287-5296
- 在ポリビア日本国大使館
電話：（市外局番 02）241-9110～3
国外からは（国番号 591）-2-241-4110～3

- ホームページ：<http://www.bo.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>
- 在サンタクルス出張駐在官事務所
電話：(市外局番 03) 333-1329
国外からは(国番号 591) -3-333-1329
- 在コロンビア日本国大使館
電話：(市外局番 01) 317-5001
国外からは(国番号 57) -1-317-5001
ホームページ：http://www.colombia.emb-japan.go.jp/japanese/index_j.htm
- 在コスタリカ日本国大使館
電話：2232-1255
国外からは(国番号 506) 2232-1255
ホームページ：<http://www.cr.emb-japan.go.jp/japones/index-j.htm>
- 在セネガル日本国大使館(カーボヴェルデを兼轄)
電話：(国番号 221) 33-849-5500
ホームページ：<http://www.sn.emb-japan.go.jp/>
- 在オランダ日本国大使館(オランダ領キュラソー島を兼轄)
電話：(市外局番 070)- 3469544
国外からは(国番号 31) -70-3469544
ホームページ：<http://www.nl.emb-japan.go.jp/indexj.html>
- 在ドミニカ共和国日本国大使館
電話：市外局番(809)567-3365~7
国外からは(国番号 1) -809-567-3365~7
ホームページ：<http://www.do.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>
- 在エクアドル日本国大使館
電話：(市外局番 02) 227-8700
国外からは(国番号 593) -2-227-8700
ホームページ：http://www.ec.emb-japan.go.jp/index_j.htm
- 在エルサルバドル日本国大使館
電話：2528-1111
国外からは(国番号 503) 2528-1111
ホームページ：http://www.sv.emb-japan.go.jp/index_jp.html
- 在グアテマラ日本国大使館
電話：2382-7300
国外からは(国番号 502) -2382-7300
ホームページ：<http://www.gt.emb-japan.go.jp/mainJA.htm>
- 在トリニダード・トバゴ日本国大使館(スリナム及びガイアナを兼轄)
電話：628-5991
国外からは(国番号 868) 628-5991
ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>
- 在ハイチ日本国大使館
電話：2256-5885/3333
国外からは(国番号 509) -2256-5885/3333
ホームページ：<http://www.ht.emb-japan.go.jp/j/>
- 在ホンジュラス日本国大使館
電話：2236-5511
国外からは(国番号 504)-2236-5511
ホームページ：<http://www.hn.emb-japan.go.jp/>
- 在ジャマイカ日本国大使館
電話：(市外局番 0876) 929-3338/9
国外からは(国番号 1) -876-929-3338/9
ホームページ：<http://www.jamaica.emb-japan.go.jp/jp/>
- 在メキシコ日本国大使館
電話：(市外局番 55) 5211-0028

- 国外からは（国番号 52）55-5211-0028
ホームページ：<http://www.mx.emb-japan.go.jp/>
- 在レオン総領事館
電話：（市外局番 477）343-4800
国外からは（国番号 52）477-343-4800
- 在ニカラグア日本国大使館
電話：（市外局番なし）2266-8668～8671
国外からは（国番号 505）-2266-8668～8671
ホームページ：http://www.ni.emb-japan.go.jp/index_j.html
- 在パナマ日本国大使館
電話：263-6155
国外からは（国番号 507）-263-6155
ホームページ：<http://www.panama.emb-japan.go.jp/jp>
- 在パラグアイ日本国大使館
電話：（市外局番 021）604-616, 604-617, 603-682, 606-900
国外からは（国番号 595）-21-604-616, 604-617, 603, 682, 505-900
ホームページ：<http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/index-jp.html>
- 在エンカルナシオン領事事務所
電話：（市外局番 071）202-287, 202-88
国外からは（国番号 595）-71-202-287, 202-288
ホームページ：<http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/encarnacion-jimusho.htm>
- 在ニューヨーク日本国総領事館（プエルトリコ及び米領バージン諸島を兼轄）
電話：（212）371-8222
国外からは（国番号 001）212-371-8222
ホームページ：<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/index.html>
- 在ニュージーランド日本国大使館（サモアを兼轄）
電話：（市外局番 04）473-1540
国外からは（国番号 64）4-473-1540
ホームページ：http://www.nz.emb-japan.go.jp/index_j.html
- 在トンガ日本国大使館
電話：22221
国外からは（国番号 676）-22221
ホームページ：http://www.ton.emb-japan.go.jp/index_j.htm
- 在ベネズエラ日本国大使館
電話：（市外局番 0212）262-3435
国外からは（国別番号 58）-212-262-343
ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>
- 在ホノルル日本国総領事館（米領サモアを兼轄）
電話：（市外局番 808）543-3111
国外から（国番号 001）-808-543-3111
ホームページ：http://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/index_j.htm
- 在フランス日本国大使館（仏領を兼轄）
電話：（市外局番 01）4888-6200
国外からは（国番号 33）-1-4888-6200
ホームページ：<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>